

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく移動支援事業(以下「事業」という。)を実施し、屋外での移動に困難がある法第4条第1項に規定する障害者及び法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、菊陽町(以下「町」という。)とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、個別支援型(個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援)及び車両移送型(福祉バス等車両の巡回による送迎支援)とし、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動を支援するものとする。

2 前項の規定に関わらず、障害児が町外の学校(以下「学校」という。)へ通学する場合(学校のスクールバス等による送迎サービスの利用ができる場合を除く。)において、次の各号に掲げる事由があるときは、町長は、事業の利用を認めることができる。

- (1) 保護者等の疾病により、障害児の送迎ができないとき。
- (2) 保護者等が就労しているため、障害児の送迎ができないとき。
- (3) その他やむを得ない事情があると町長が認めたとき。

(サービス提供事業所)

第4条 移動支援事業(以下「サービス」という。)を実施する事業所は、法人格を有する事業所で、法に基づく居宅介護事業の指定を受けている者又は町長が適当と認めた者とする。

(事業所登録)

第5条 事業所は、事前に町に登録するものとする。

2 事業所の登録をしようとする者は、移動支援事業事業所登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、移動支援事業事業所登録決定・却下通知書(別記様式第2号)により事業所に通知するものとする。

(サービス提供者)

第6条 サービス提供者は、前条の規定により登録した事業所(以下「登録事業所」という。)に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1級又は2級課程修了者
- (4) 訪問介護員養成研修1級及び2級課程修了者
- (5) 行動援護従業者養成研修の修了者(知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む。)
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- (7) 平成18年9月30日までの間に視覚障害者外出介護従業者養成課程を修了した者
- (8) 平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

(対象者)

第7条 このサービスの対象者は、障害者等であって、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、法第28条に定める同行援護、行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援から外出の介護を受けることができる者を除く。

(利用手続き)

第8条 サービスを利用しようとする障害者等(以下「申請者」という。)は、移動支援事業利用登録申請書(別記様式第3号)を直接、又は登録事業所を経由し町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、移動支援事業利用決定・却下通知書(別記様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行った日から1年以内で町長が定める期間とする。

4 利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、サービスを利用しようとするときは、決定通知書を登録事業所に提示し、直接依頼するものとする。

(利用の取り消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) サービスの対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、移動支援事業利用決定取消通知書(別記様式第5号)により利用者又はその保護者等に通知するものとする。

(登録事業所の届出義務)

第10条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業所登録変更・中止・廃止届(別記様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(利用者の届出義務)

第11条 利用者又はその保護者等は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用登録変更・中止届(別記様式第7号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

2 利用者又はその保護者等は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに移動支援事業利用決定通知再交付申請書(別記様式第8号)を町長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

(費用の支給及び利用料)

第12条 町長は、別表に定めるところによりサービス提供に要する経費(以下「支援費」という。)のうち、利用者又はその保護者が登録事業所に支払う利用料を除いた額を限度として、利用者に支給する。

2 利用者又はその保護者は、利用料として支援費の1割を登録事業所に支払うものとする。

(事業費の代理受領)

第13条 利用者又はその保護者が、登録事業所からサービスの提供を受けたときは、事業費として町長が支給すべき額を限度として、利用者又はその保護者の委任に基づき、利用者又はその保護者の代わりに、登録事業所が支払いを受けることができる。

(事業費の支払い等)

第14条 登録事業所は、毎月のサービス提供後速やかに、「移動支援事業事業費請求書(別記様式第9号)」に「移動支援事業サービス提供費明細書(別記様式第10号)」及び「移動支援事業サービス提供実績記録票(別記様式第11号)」を添えて、町長に事業費を請求するものとする。

2 町長は、登録事業所からの請求に基づきその内容を審査のうえ、正当な請求のあった日から30日以内に事業費を支払うものとする。

(利用料の免除)

第15条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第12条第2項に規定する利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯
- (2) 申請時の属する年度(4月から6月までの間の申請については、前年度とする。)の町民税が非課税である世帯

2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全員とする。ただし、当該障害児の保護者が障害者である場合は、当該障害児の保護者及び配偶者とする。

(登録事業所の遵守事項)

第16条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 登録事業所は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 登録事業所及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 登録事業所及び従事者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 登録事業所は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第17条 利用者又はその保護者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日要綱第13号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日要綱第20号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日要綱第37号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年9月26日告示第27号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和6年8月27日告示第73号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年12月13日告示第89号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日告示第27号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

利用時間 (時間)	身体介護(有り)	身体介護(無し)	【日中時間帯以外の加算の算定】 午後6時から午後10時まで：25%に相当する額。 午後10時から午前6時まで：50%に相当する額。 午前6時から午前8時まで：25%に相当する額。
～0.5	256単位	106単位	
～1.0	404単位	197単位	
～1.5	587単位	275単位	
～2.0	669単位	345単位	
～2.5	754単位	414単位	
～3.0	837単位	483単位	
～3.5	921単位	552単位	
～4.0	1,004単位	621単位	
～4.5	1,087単位	690単位	
～5.0	1,170単位	759単位	
～5.5	1,253単位	828単位	
～6.0	1,336単位	897単位	
～6.5	1,419単位	966単位	
～7.0	1,502単位	1,035単位	
～7.5	1,585単位	1,104単位	
～8.0	1,668単位	1,173単位	
8.0～	30分ごとに83単位を加算	30分ごとに69単位を加算	

身体介護(有り)の判断基準

1 障がい者

○「移動支援身体介護あり」・・・次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 車椅子を利用している者
- (2) 視覚障がい者(同行援護の利用ができない者)
- (3) 次の基準のいずれかに該当する者

① 「重度訪問介護、行動支援及び重度障害者等包括支援の判定基準」10点以上の者

② 障害支援区分の有無にかかわらず、障害支援区分の認定項目のうち、次の調査項目について、移動中の状況を想定して調査を行った結果、次のいずれかに該当する者

- a 歩行 「全面的な支援が必要」
- b 移乗 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- c 移動 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○「移動支援身体介護なし」・・・「移動支援身体介護あり」に該当しない者

2 障がい児

○「移動支援身体介護あり」・・・次の(1)～(3)のいずれかに該当する児

(1) 車椅子を利用している児

(2) 視覚障がい児(同行援護の利用ができない児)

(3) 次の基準のいずれかに該当する児

① 障がい児の調査項目(就学時サポート調査)の「排泄」及び「移動」において身体介護(声かけや促し等簡易な支援を除く。)が必要な児

② 障がい児の調査項目(就学時サポート調査)の「移動・行動停止」、「不安定な行動」、「自傷行為」、「他害行為」、「突発的な行動」のいずれかで常に支援が必要な児

○「移動支援身体介護なし」・・・「移動支援身体介護あり」に該当しない児

※未就学児の外出にあたっては、社会生活一般において保護者が同伴するものであり、単独で社会生活上不可欠な外出や余暇活動等に参加することは想定できないため対象外。